

# 令和3年度における 納税環境整備に関する改正 について (2)

和栗佑介

## 二 電子帳簿等保存制度の見直し

### I 改正前の制度の概要

#### 1 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の概要

##### (1) 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等

国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者（以下「保存義務者」という。）は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長等の承認を受けたときは、次の要件の下、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされていた（旧電子帳簿保存法4①、旧電子帳簿保存法規則3①）。

##### ① 電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保

国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用することとされていた（旧電子帳簿保存法規則3①一）。

イ その国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合

には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ その国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

② 各帳簿間での記録事項の相互関連性の確保  
国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿（以下「関連国税関係帳簿」という。）の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされていた（旧電子帳簿保存法規則3①二）。

③ 電子計算機処理システムの概要書等の備付け（旧電子帳簿保存法規則3①三）

④ 見読可能装置の備付け等（旧電子帳簿保存法規則3①四）

##### ⑤ 検索機能の確保

国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこととされていた（旧電子帳簿保存法規則3